

～障害のある児童・ご家族の方へ～

## 人工呼吸器等用自家発電機、電気式たん吸引器について

金沢市では、在宅で生活する重度の障害がある方に対し、日常生活がより円滑に行われるための「日常生活用具」を給付しています。

令和3年度からは、以下の品目の追加等を行いましたので、ご活用ください。

### 1. 改正の内容

#### (1) 給付品目の追加

医療的ケアが必要な障害のある児童（医療的ケア児）や重症心身障害児への支援の強化の観点から、災害時における停電等に対応するため、「人工呼吸器等用自家発電機・外部バッテリー」を新規で追加しました。

品目	対象者	基準額	耐用年数
人工呼吸器等用 自家発電機・外部バッテリー	・医療的ケア児 ・重症心身障害児(者)	100,000円	10年

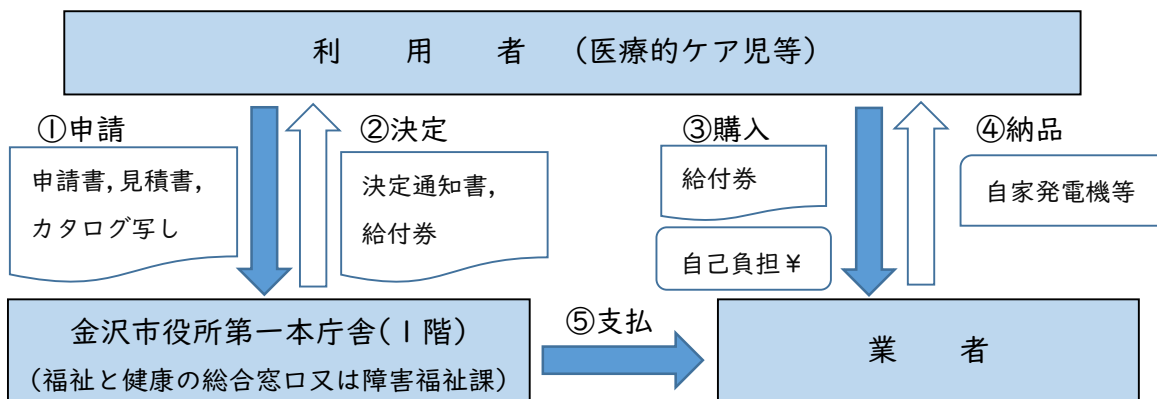
#### (2) 給付対象者の拡大

これまで、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる方に対し、「電気式たん吸引器」を給付してきました。今回、医療的ケア児への支援を強化するため、給付対象者に医療的ケア児を追加しました。

品目	対象者	基準額	耐用年数
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害3級以上 (又は同程度の身体障害者) ・医療的ケア児	56,400円	5年

### 2. 申請

#### (1) 申請の流れ



#### ①申請

- ・本人のほか、家族や業者が代理で行うことも可能です（メール・郵送も可）。  
※必ず購入手続の前に申請してください（購入後の申請はできません）。  
※入所、入院中の方は対象外となります。  
（退所、退院により在宅となった場合に申請することは可能です。）
- ・提出書類は、以下のとおりです。  
日常生活用具申請書、見積書、カタログ（写し）

#### ②決定

- ・申請書受付から2週間程度で決定通知書、給付券を郵送します。

#### ③購入

- ・給付券を業者にお渡しください。  
※自己負担額がある場合は、その額を業者にお支払いください（給付券に記載）。

#### ④納品

- ・給付券と申請した物品を引き換えしてください。

#### ⑤支払

- ・市から後日、業者に公費負担額を支払います。  
（業者から請求書、給付券を提出し、市に請求します）

### 3. 業者への支払い

- ・見積書をもらう際、公費負担額は市から後日支払われることをご説明願います。

### 4. 利用者負担

- ・自己負担は、原則、日常生活用具の価格の1割となります。
- ・基準額を超える場合、その差額は自己負担となります。
- ・基準額を超えない場合でも、以下のように負担上限額が設定されています。

区 分	利用者負担上限額
①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯 ③市民税課税世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの方）	0円
市民税課税世帯（上記③以外であって市民税所得割額が46万円未満）	18,600円

お問合せ 金沢市福祉健康局障害福祉課 自立支援第2係  
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 TEL076-220-2291 FAX076-232-0294  
e-mail:syoufuku@city.kanazawa.lg.jp